

大阪府監査委員告示第34号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年12月10日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

（通知文）

財第2474号
平成20年11月20日

大阪府監査委員	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<決裁遅延について>

- 1 監査対象機関
総務部（庁舎管理課）
- 2 指摘事項
歳出関係
工事請負の契約について、契約期間の始期や検査日までに決裁及び契約の締結ができていないものがあった。
- 3 措置の状況

今回の指摘事項の通知を踏まえ、庁舎管理課では、契約事務に関する留意点について、周知及び注意喚起の徹底を図りました。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

生活文化部（次世代育成支援室少子対策課）

2 指摘事項

歳出関係

大阪府働き方の見直し支援事業等の補助金において、補助対象事業者から補助事業経費（内容）配分変更申請書が提出されたが、事業完了までに変更交付決定に係る決裁を行っていないものがあった。

3 措置の状況

今後、起案の遅れが生じないように、補助金交付事務の重要性を再認識させ、再発を防止するため、所属長から補助金交付に関する適正な手続の実施に関する注意喚起、複数職員によるチェック体制の徹底を行うとともに、今年度執行分について再点検を行いました。

今後、適正な会計事務の執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

にぎわい創造部（国際室アジア交流課、空港戦略室空港推進課）

2 指摘事項

歳出関係

委託契約等の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

当該起案・決裁の遅れについて、契約事務の重要性を再認識させ再発を防止するため、次の措置を行いました。

- ・ 部内幹部職員に対する経費支出事務に関する適正な手続の実施についての注意喚起
- ・ 各所属における今年度執行分についての再点検及び所属長からグループ長、担当者への注意喚起
- ・ 各所属における自己点検実施の徹底

今後、このような事態が生じないように、関係法令を遵守し、適正な会計事務の執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

健康福祉部（高齢介護室介護支援課、児童家庭室子育て支援課）

2 指摘事項

歳出関係

研修に係る業務委託契約及び講師謝礼について、事業実施までに経費支出伺の起案及び決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

指摘のあった事項については、所属職員に対して、地方自治法、大阪府財務規則等関係法令を踏まえ、あらためて契約事務に関する留意点の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理を行うよう注意喚起を行いました。

今後、このようなことのないよう適正な事務執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

都市整備部（都市整備総務課、河川室河川整備課・ダム砂防課）

2 指摘事項

歳出関係

賃貸借契約、物品購入等の経費支出手続において、業務実施期間の始期や納品等までに経費支出伺の起案及び決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

措置した機関：都市整備総務課

公用車賃貸借契約については、指摘のあった平成19年8月1日付け契約分の手続後、公用車賃貸借契約事務に関する方針と事務手続を整理し、事務の適正化を図ってきたところです。今後とも、同方針と事務手続を徹底し、適切な事務の執行に努めます。

契約の事務の執行にあたっては、都市整備総務課、各所属及び契約業者のそれぞれの事務手続の始期及び期限を踏まえ、経費支出伺の時期を逸することのないよう、適正な会計処理に努めます。

措置した機関：河川室

室内において会計事務の重要性を再認識させるため、平成20年9月21日付けでグループ長を通じて、経費支出事務に関する適正な手続について周知徹底を行いました。

今後も、室内会議等において、各グループ長に対し口頭による注意喚起を行うとともに、定期的に全室職員に対してメール等を送信するなど、適正な事務の執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

住宅まちづくり部（建築振興課）

2 指摘事項

歳出関係

業務委託の契約について、契約期間の始期までに決裁及び契約の締結ができていないものがあった。

3 措置の状況

（決裁及び契約締結の遅延について）

今後このような事態が生じないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務執行を行うよう職員に対し注意喚起（平成20年6月13日実施）を行い、適正な会計事務の執行に努めます。

<年次休暇の管理について>

1 監査対象機関

政策企画部（情報公開室府民課）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

年次休暇届の管理が不十分であったことから、職員が年次休暇を超過取得し、結果として報酬が過払いとなっているものがあった。

3 措置の状況

該当者に係る過払分の戻入手続を行い、平成20年6月17日に返納されたことを確認しました。

今後、このようなことがないよう、年次休暇事務処理の複数職員による確認などチェック体制を整備して日々の出勤管理を徹底し、適正な勤務管理に努めます。

<休憩時間の取得について>

1 監査対象機関

総務部（人事室企画厚生課・人事課）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

時間外勤務手当について確認したところ、休日及び勤務を要しない週休日に時間外勤務を6時間以上行い、所定の休憩時間を取得したにもかかわらず、時間外勤務実績簿には休憩時間が入力されていない事例や入力誤りの事例があったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

3 措置の状況

指摘のあった事項については、グループ長会議等において周知し、適正な時間外勤務の管理を徹底するとともに、速やかに過払い手当を返納する措置を講じました。

今後は、このようなことがないよう、関係法令等について、機会あるごとに周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

環境農林水産部（みどり・都市環境室）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、経済的かつ合理的と認められる通勤経路があるにもかかわらず、任命権者による確認が行われなかったため、

同手当が過払いとなっているものがあった。

3 措置の状況

大阪市営地下鉄利用による「天下茶屋」から「天満橋」までの経路に係る通勤手当の決定及び支給について、「南森町」経由から、「天下茶屋」→「堺筋本町」→「谷町四丁目」→「天満橋」に通勤認定を是正し、過払いとなっていた手当については、速やかに戻入処理を行いました。

今後、このようなことのないよう、適正な事務執行に努めます。

<旅費の支給事務について>

1 監査対象機関

中央卸売市場

2 指摘事項

庶務諸給与関係

旅費の支給事務において、旅行命令簿の登録を怠っていたもの及び旅行命令簿と実際の旅行行程が異なっていたため、管内旅費が過払い及び支給不足となっているものがあった。

3 措置の状況

当該職員に係る過払分については、戻入手続きを行い、平成20年8月20日に返納されたことを確認しました。また、未支給分については平成20年8月18日に追給手続きを行いました。

今後、すべての職員が正確に報告することはもちろんのこと、旅行命令簿とタクシー使用簿を照合するなど決裁や審査において一層厳正な事務執行に努めます。

<行政財産の使用許可について>

1 監査対象機関

中央卸売市場

2 指摘事項

財産関係

行政財産の使用許可に係る事務処理において、使用許可手続及び使用料に係る調定手続の遅れにより、納期限までに使用料が納付されていないものがあった。

3 措置の状況

今後、行政財産の使用許可に係る事務処理において、使用許可手続及び使用料にかかる調定手続を速やかに行い、納期限までに使用料が納付されるよう、適切な事務執行に努めます。

<保証金の預託事務について>

1 監査対象機関

中央卸売市場

2 指摘事項

事務関係

保証金の預託事務において、仲卸業者から保証金の預託を受けていないものがあった。

3 措置の状況

当該業者は現在破産手続中であり、平成19年9月に債権届出を行うなど、未収金の回収に努めているところです。

今後、仲卸業者の許可及び市場施設の使用の変更に基づく保証金の預託事務が適切に行われるよう、厳正な事務執行に努めます。

<郵券の保管について>

1 監査対象機関

水道部（経営企画課）

2 指摘事項

業務関係

郵券の保管について、郵券出納簿と郵券（現物）の金額に差が生じており適正な管理が行われていなかった。

3 措置の状況

郵券出納簿と郵券（現物）の金額差については、出納簿に「錯誤による増」として処理しました。

今後、かかることがないように、複数名による受払いを行うとともに、会計規程に定める帳簿との照合など適正な管理に努めます。

大阪府監査委員告示第35号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年12月10日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

（通知文）

教委総第3373号
平成20年11月20日

大阪府監査委員	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<住居手当の認定事務について>

1 監査対象機関

教育委員会事務局（学校総務サービス課）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

住居手当の認定事務において、家賃が減額されているにもかかわらず手当額の改定を行っていなかったため、同手当が過払いとなっているものがあつた。

3 措置の状況

(1) 是正措置

住居手当の過払いについては、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、返納の措置を講じました。

(2) 改善策（府立学校）

住居手当について、平成17年度から年次計画により、確認内容を定めて事後確認を実施しているが、さらに総務事務システムに手当認定に係る教職員向けの「お知らせ」の掲載回数を増やし、また、事務長会等の機会をとらえて、手当制度や届出に関する説明を行う等周知を図ります。

今後は、このようなことがないように、適正な事務執行を徹底します。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

河南高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

自家用自動車による通勤を認めていた5名に対して、自動車通勤の認定要件を説明したうえで、平成20年5月27日付けで公共交通機関による通勤経路に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行ったうえで認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

岸和田高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

3 措置の状況

自家用自動車による通勤を認めていた1名に対して、自動車通勤の認定要件を説明したうえで、平成20年5月29日付けで公共交通機関による通勤経路に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行ったうえで認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<行政財産の使用許可について>

1 監査対象機関

岸和田高等学校

2 指摘事項

財産関係

学校敷地の上空に、電力会社の電線等が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

3 措置の状況

本件について、敷地内上空を占有している関西電力(株)・岸和田テレビ・NTTの電線等については、既に使用許可を行っているものも含め、すべて敷地外に敷設することとしました。そのうち、NTTの電線については平成20年6月5日に敷地外への敷設工事が完了しました。

今後、公有財産の管理については、関係条例、規則の規定にのっとり、適正に行うよう努めます。

<PTA会計の用途について>

1 監査対象機関

三島高等学校

2 指摘事項

事務関係

PTA会計の用途について、本来公費で負担すべき経費を支出するなど不適切なものがあった。

3 措置の状況

今後PTA会計の執行にあたっては、「学校徴収金等取扱マニュアル」、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」並びにこれに関する通知等を厳守し、適正な執行に努めます。